

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成二十年

三月三十一日

月 曜 日

## 目次

**人事委員会**

- 一 山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 二 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 三 山梨県警務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 四 平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 五 再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 六 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 七 寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………七
- 八 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 九 特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 一〇 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 一一 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………八
- 一二 教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則……………九
- 一三 山梨県職員との勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………九

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第三十二号

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員との給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員との給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第七初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められている職員 当該号給

二 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十六条第一項又は第二十七条第一項の規定により得られる号給

第二十三条の五第一項中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

第二十三条の五第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

別表第二第五号の表三級の項中、「課長又は分場長」を「又は課長」に改め、同表四級の項中、「部長又は分場長」を「又は部長」に改める。

別表第四大学卒の項第六号7中「盲学校若しくはろう学校」を「特別支援学校(平成十八年法律第八十号による改正前の学校教育法による盲学校又はろう学校を含む。)」に改め、同表短大卒の項第二号3中「以下同じ」を「以下この表において同じ」に改める。

別表第十育精福祉センターの項中、「児童指導幹及び成人指導幹」を削り、同表農業大学校の項中「農業大学校」を「専門学校農業大学校」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「知事政策室長」を「知事政策局長」に、「企画監」を「企画監」に、「介護保険指導監」を「介護保険指導監」に、「衛生

統計指導監」を「企画監」に、「援護指導監」を「介護保険指導監」に、「衛生

生指導監

物対策企画監」を「衛生指導監」に、「文化振興普及監」を「政策企画監」に、「

緑化推進監」を「大気水質指導監」に、「河川管理監

県有林経営監」を「緑化推進監」に、「下水道管理監」を「下水道管理監」に改め、

同部出先機関の項の次に次のように加える。

東京事務所		所長	二種（人事委員会が認める者にあつては一種）
次長	六種		
企画推進幹	七種		
産業振興幹			

別表第十二知事の事務部局の部峡南地域県民センターの項中「五種」を「四種」に、

「四種」を「三種」に改め、同部中

男女共同参画推進センター	副館	男女共同参画推進
パスポートセンター	所	所
東京事務所	所	次
	企画推進	産業振興

長	五種
幹	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
長	五種
長	二種（人事委員会が認める者にあつては一種）
長	六種
幹	七種

を

男女共同参画推進セン
------------

ター 副館長 五種

男女共同参画推進幹 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め

、同部総合県税事務所の項中

課税・管理部長  
徴収部長

五種

を

課税・管理部長	五種
自動車税部長	五種
徴収部長	七種
副徴収部長	七種

に改め、同部自動車税事務所の項を削り、同部障害者相談所の項の次に次のよう

種 種

に加える。

精神保健福祉センター	所長	五種
	次長	七種

別表第十二知事の事務部局の部育精福祉センターの項中

所長	四種（人事
次長	七種（人事
児童指導幹	七種
成人指導幹	

委員会が認める者にあつては三種）

委員会が認める者にあつては六種）

を

所長	二種
----	----

次長  
七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

ては六種）

に改め、同部中

動物愛護指導センター		次長	所長
次長	所長	七種	五種
精神保健福祉センター		次長	所長
次長	所長	七種	五種

を

動物

愛護指導センター

次長	所長
七種	五種

に改め、同部森林総合研究所の項中「技術指導幹  
普及指導幹」

を「技術指導幹」に改め、同部大阪事務所の項を削り、同部工業技術センターの項中

特別研究員	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

を

次長	特別研究員
七種	五種

五種

六種（人事委員会が認める者にあつては五種）

に改め、同部産業技術短期大学の項中

管理部長  
指導部長

七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

を

管理部長	七種
指導部長	五種

（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同部就業支援センターの項の次

に次のように加える。

大阪事務所	所長	五種
パスポートセンター	所長	五種

別表第十二知事の事務部局の部中北農務事務所の項中

地域農政推進幹 六種

を 営農支援幹 七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同部峡

東農務事務所の項中

次長 地域農政推進幹 を「次長」に改め、同部峡南農務事務所の項中

所長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）
地域農政推進幹	六種

を

所長

五種（人事委員会が認める者にあつては四種）

に改め、同部富士・東部農務事務所

の項中

地域農政推進幹	六種
次長	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

を

営 次

農支援幹 長

七種（人事委員会が認める者にあつては六種）

に改め、同部総合農業技

術センターの項中

普及指導幹	六種
花き振興幹	七種

を

専門指導幹	七種（人事委員会が認
-------	------------

める者にあつては六種）

に改め、同部果樹試験場の項中

「特別研究員  
普及指導幹」

を「特別研

究員」に改め、同部農業高等学校の項中「農業高等学校」を「専門学校農業高等学校」に改める。

別表第十二知事の事務部局の部中北建設事務所の項、峡東建設事務所の項、峡南建設事務所の項及び富士・東部建設事務所の項中「工事施工管理幹」を「工事施工管理幹  
技術審査幹」に改める。

に改める。

別表第十二知事の事務部局の部広瀬・琴川ダム事務所の項中「広瀬・琴川ダム事務所」

を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に、  
「技術指導幹  
ダム管理幹」を「ダム管理幹」に改め、同部釜

無川流域下水道事務所の項中「釜無川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に改め、同部桂川流域下水道事務所の項を削る。

別表第十二議会事務局の部中

総括課長補佐	七種（人事委員会が認める者にあつ
--------	------------------

ては六種）

を

総括課長補佐	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）
政務調査監	七種

に改める。

別表第十二教育委員会事務局の部本庁の項中「課長」を「課長」に、「企

画調整主幹」を「企画調整主幹  
新図書館建設室長」に改める。

別表第十三の四の表中

6級	五種	73,700円
	六種	65,000円
	七種	56,300円
	八種	47,700円

を

7級	四種	83,900円
	五種	75,100円
	六種	73,700円
6級	五種	65,000円
	六種	65,000円
	七種	56,300円
	八種	47,700円

に改める。

別表第十四の四の表中

6級	五種	56,600円
	六種	49,900円
	七種	43,300円
	八種	36,600円

を

7級	四種	72,000円
	五種	64,500円
	六種	56,600円
6級	五種	49,900円
	六種	49,900円
	七種	43,300円
	八種	36,600円

に改める。

### 附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第三十三号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 任期付短時間勤務職員（山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。） 県職員勤務時間条例第二条第四項又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を七からその者の一週間当たりの週休日である日の数を減じたもので除して得た数

第十三条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に

定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第三初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給

ロ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十三条第一項又は第二十四条第一項の規定により得られる号給

二 初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第二十条の五第一項中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

第二十条の五第一項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

第二十七条第三項に次の一号を加える。

三 任期付短時間勤務職員 県職員勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数又は学校職員勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

第三十六条の二第二項第三号中「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）」を「任期付職員条例」に改める。

別表第七の二知事の事務部局の部看護大学短期大学の項を削る。

別表第八の一級の項中 「上九一色小学校 甲府市古閑町 を上和田小学校

上和田小学校 大月市七保町瀬戸」

大月市七保町瀬戸」に、 「西原小学校 上野原市西原 を上野原市西原

上野原市西原 上野原市西原 を上野原市西原

上野原市西原」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十四号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項を次のように改める。

新たに職員となつた者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第三初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている職員 当該号給

二 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十一条の二第一項又は第二十二条第一項の規定により得られる号給

第十九条の四第一項中「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績が極めて良好である職員 A

ロ イに掲げる職員以外の職員 B

第十九条の四第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項第一号中「前項第五号」を「前項第四号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十五号

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正職員給与条例附則第十一条等の規定による給料に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号から第三号までの規定中「第五号」を「第六号」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十六号

再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則の一部を改正する規則

再任用短時間勤務職員等の給料月額に関する規則（平成十三年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二号中「又は」を「、山梨県学校職員給与条例第八条の六又は」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成十八年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の十二」を「百分の十三」に改める。

附則別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

附則別表（附則第二項関係）

支給割合	支給地域
百分の十六	東京都特別区
百分の十三	大阪府大阪市
百分の十二	東京都府中市 神奈川県横浜市
百分の六	茨城県水戸市 静岡県静岡市
百分の二	山梨県下全域 長野県長野市

別表埼玉県の項を削り、同表東京都の項を次のように改める。

東京都	特別区	一級地
	府中市	三級地

別表長野県の項中「長野市 諏訪市」を「長野市」に改め、同表岐阜県の項を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十八号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「諏訪市」を「伊那市」に改める。

別表第二中「北杜市須玉町比志三七八三の一」を「大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム別表第二中 山梨市牧丘町柳平四三」に改める。

牧丘第一小学校柳平分校

管理課 「山梨市牧丘町北原四一四〇の六一」 広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課  
 を「北杜市須玉町比志三七八三の一」 大門・塩川ダム管理事務所塩川ダム管理課  
 に、「北杜市白州町下教来石四八の二」 鳳来警察官駐在所 を「北杜市白州町下教来石四八の二」 鳳来警察官駐在所  
 に、「南巨摩郡早川町新倉一二二の二」 新倉警察官駐在所  
 に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三十九号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「総合県税事務所又は自動車税事務所」を「又は総合県税事務所」に改め、同条第二項の表中、「総合県税事務所又は自動車税事務所」を「又は総合県税事務所」に改め、「及び自動車税事務所」を削り、「又は自動車税事務所に勤務する」を「に勤務する」に改める。

第六条第一項中、「酪農試験場又は農業大学校」を「又は酪農試験場」に改める。

第十二条第一項中、「農業大学校」を「専門学校農業大学校」に改める。

第十五条第一項中、「営繕課」を削り、「建築指導課」の下に、「営繕課」を加え、「広瀬・琴川ダム事務所、釜無川流域下水道事務所、桂川流域下水道事務所」を「流域下水道事務所」に改める。

第十九条第一項中、「広瀬・琴川ダム事務所」を「広瀬・琴川ダム管理事務所」に改める。

第二十五条の四第一項中、「土木部」を「県土整備部」に改める。

第三十一条第一項中、「第二十二條の三第一項、第五十二條の二第一項、第五十二條の三第一項、第五十六條の二第一項及び第七十三條の四第一項」を「第四十四條第一項、第七十條第一項、第七十一條第一項、第八十一條第一項及び第二百二十四條第一項」に、「第五十五條、第六十五條及び第七十三條の十六」を「第七十九條、第一百四條及び第一百五十五條」に、「当る」を「当たる」に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

二級地	広瀬・琴川ダム管理事務所琴川ダム管理課	山梨市牧丘町北原
-----	---------------------	----------

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）第二十五条の二第一項及び山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）第二十二條の二第一項の規定によりそれぞれ同項に規定する準特勤公署とされていた公署のうち、平成二十三年三月三十一日までの間、それぞれ同項の規定に基づく準特勤公署として人事委員会が指定する公署に在勤する職員の特勤勤務手当に準ずる手当の月額を、この規則による改正後の特勤勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第二項又は第五条第三項の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員にあっては改正後の規則第四条第二項（同条第三項において読み替えられる場合を含む。）又は第五条第三項に規定する日に受けていた給料及び扶養手当の月額（合計額）（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額）に百分の四（同日において山梨県職員給与条例第二十五条の二第一項及び山梨県警察職員給与条例第二十二條の二第一項に規定する公署を異にする異動の日（当該職員が改正後の規則第五条第三項第一号に規定する職員である場合）にあっては、同号に規定する日。以下この項において同じ。）から起算して五年に達している場合は、百分の二）を乗じて得た額に、この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間において百分の百（その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十）を、同年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）、これらの職員以外の職員にあってはこれらの職員との権衡を考慮して別に人事委員会が定める額とする。

山梨県人事委員会規則第四十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第十三条」の下に「及び第十三条の二」を加え、「同条において「成績率」を「第十三条から第十三条の三までにおいて「成績率」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の九十一以上百分の百五十以下」を「百分の九十三以上百分の百五十以下」に、百分の百十六以上百分の百九十以下」を「百分の百十九以上百分の百九十以下」に改め、同項第二号中「百分の八十三・五以上百分の九十一未満」を「百分の八十二・五以上百分の九十三未満」に、「百分の百六以上百分の百十六未満」を「百分の百五・五以上百分の百十九未満」に改め、同項第三号中「百分の七十六」を「百分の七十二」に、「百分の九十六」を「百分の九十二」に改め、同項第四号中「百分の七十六未満」を「百分の七十二未満」に、「百分の九十六未満」を「百分の九十二未満」に改める。

別表第一公安職給料表の項中「職務の級八級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあっては百分の二十」を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十二号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年山梨県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に次の一号を加える。

- 三 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に

再任用職員	8,000	9,700	12,800	17,100
-------	-------	-------	--------	--------

を

再任用職員	8,000	9,700	12,800	17,100
任期付職員				6,300

に改める。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「再任用職員及び任期付職員以外の職員」に

再任用職員	8,000	9,700	12,800	17,100
-------	-------	-------	--------	--------

を

再任用職員	8,000	9,700	12,800	17,100
任期付職員				6,300

に改める。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十三号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

- 三 山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第四条の規定により採用された職員

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四十四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号水中「農業大学校」の下に「専門学校農業大学校」を加える。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番